

新規就農施策の全体像

「農業」の発見



農業の魅力発信支援事業

職業としての農業の魅力発信の取組を支援

就農検討



農業人材確保推進事業

新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催等を支援

就農準備



独立自営就農者への支援

就農準備資金

研修期間中、**年間最大150万円**を交付（最長2年間）

就農開始



経営開始資金

新たに経営を開始する者に対して**年間最大150万円**を交付（最長3年間）

経営発展



経営発展支援事業 等

新規就農者の**機械・施設等の導入**を支援（国の補助上限500万円）

世代交代円滑化タイプ

機械・施設等の導入に加え、**修繕・移設・撤去**や、**経営移譲**に向けた取組を支援（国の補助上限600万円）



雇用就農の促進
（農業法人等への支援）

雇用就農資金

- ・正規雇用に向けた**トライアル雇用就農**の実施のための**マッチング経費等**を支援
- ・就農希望者を新たに**正規雇用**する農業法人等に対して、**年間最大60万円**を交付（最長4年間）

雇用体制強化事業

- ・**就労条件改善による従業員の働きやすさを高める**取組を支援
- ・**他産地・他産業との連携等による労働力確保**の取組を支援

受入体制支援

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に**新規就農者を誘致**するための

- ・体制整備
- ・研修農場の整備
- ・就農前後の方に対する**トータルサポート活動**
- ・農地の整備等

を一体的に支援

教育支援

農業教育高度化事業 等

農業大学校や農業高校等における農業教育の高度化・充実に必要な

- ・カリキュラム強化
- ・研修用機械・設備の導入
- ・施設の整備
- ・ICT環境の整備
- ・現場実習や出前授業
- ・現役農業者に対する**リ・スキリング**等を支援

認定新規就農者制度

- 新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。このため、平成26年度から、認定新規就農者制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、認定農業者制度と同様に、市町村が青年等就農計画を認定。
- 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

1. 対象者（青年等就農計画の申請者）

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

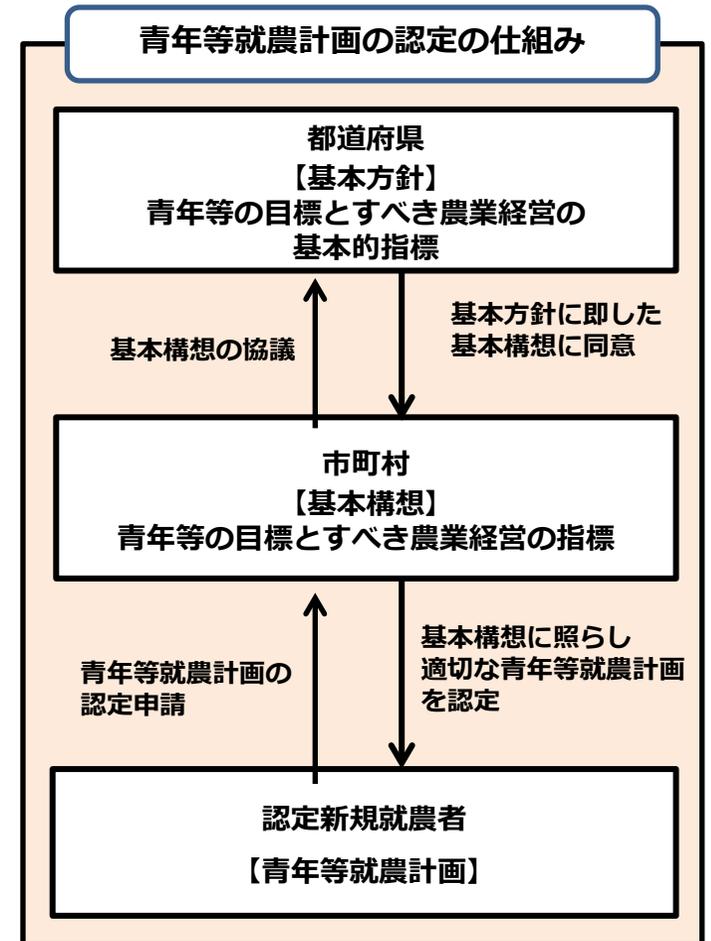
2. 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 経営開始資金
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業
- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）



新規就農者育成総合対策

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円】
【令和6年度補正予算額 5,416百万円】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催等**の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>



1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

- ① 地域計画の策定により明らかになる**受け手のいない農地に新規就農者を誘致**するための**体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動**及び**研修農場の整備**を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 〈例〉国1/2, 都道府県1/4, 本人1/4)

特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定

[機械・施設等の修繕・移設・撤去 (補助率 国：1/3, 都道府県又は市町村：1/3 (任意)) を支援]

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

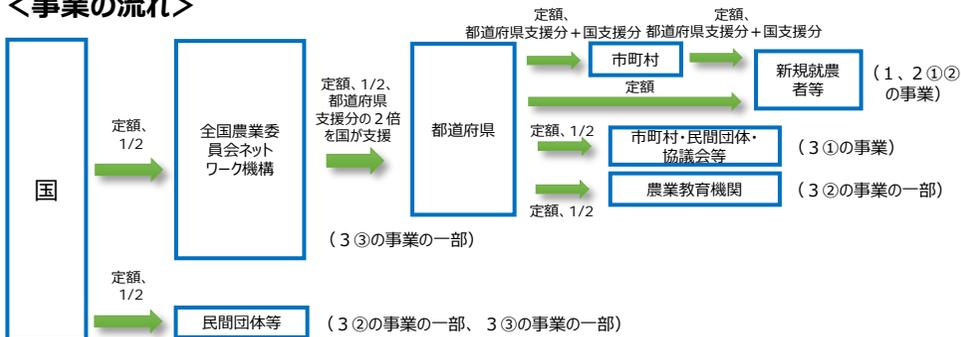
×最長2年間

補助率：国10/10

(令和6年度補正予算) 新規就農者確保緊急円滑化対策

親元就農者を含む新規就農者の経営継承・発展の取組を支援するとともに、就農前後の資金面、教育環境の整備等を支援します。

<事業の流れ>



3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

① 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

・新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制

の構築、誘致の実践

就農前後の方々に対するトータルサポート活動

・研修農場の整備

実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・

設備の導入、施設整備

② 農業教育高度化事業

農業大学校・農業高校等における

・農業機械・設備等の導入

・国際的な人材育成に向けた海外研修

・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化

・現場実習や出前授業の実施

・先進的な教育・研修モデルの創出 等

③ 農業人材確保推進事業

就農相談会の開催 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式で実施

※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象

※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

<対策のポイント>

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

1. 新規就農相談・情報発信

各地域における就農支援策の紹介等、就農に関する情報を一元的に集約したポータルサイト「農業をはじめ.JP」による**就農希望者への情報発信**を支援します。
また、**全国段階における新規就農相談活動**及び就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための**全国データベースの管理、運営**を支援します。

2. 就農相談会実施

就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

(令和6年度補正予算)

3. 職業としての農業の魅力発信支援

大学農学部¹の学生等の農業関心層²に対し、**職業としての農業の魅力発信**の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<新規就農相談・情報発信>

全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信、
全国データベースの管理・運営



全国データベースの
管理、運営

<就農相談会実施>

東京・大阪での相談会（新・農業人フェア）
の開催



<職業としての農業の魅力発信>

農業の魅力伝える講義、ロールモデル
農業者による情報発信等を支援



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

交付対象者：就農予定時に49歳以下の者

交付額：12.5万円/月（150万円/年）注1 を最長2年間

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

- 1 独立・自営就農※1、雇用就農又は親元就農※2を目指すこと
 - ※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
 - ※2 就農後5年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。

② 以下の場合は返還となります。

- ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
- ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

<事業の流れ>



経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付

交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者

交付額：12.5万円/月（150万円/年）注1 を最長3年間

交付主体：市町村

※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

<主な交付要件>

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること
- 2 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 3 経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること
- 4 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

① 以下の場合は、交付停止となります。

- ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
- ・適切な経営を行っていない場合 等

② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

新規就農者育成総合対策のうち 経営発展支援事業

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円の内数】
【令和6年度補正予算額 5,416百万円の内数】

<対策のポイント>

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。
・取組計画に応じた事業採択方式

<地域計画早期実現支援枠>

対象者：将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる、49歳以下の認定新規就農者等

支援内容：①機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組
②機械・施設等の導入

支援額：国費上限600万円（①と②の合計）

補助率：①国1/3、都道府県又は市町村1/3(任意)

②都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

※経営開始資金との併用は不可

（令和6年度補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策のうち 世代交代・初期投資促進事業

① 世代交代円滑化タイプ

地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、

ア 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組

イ 機械・施設等の導入を一体的に支援します。

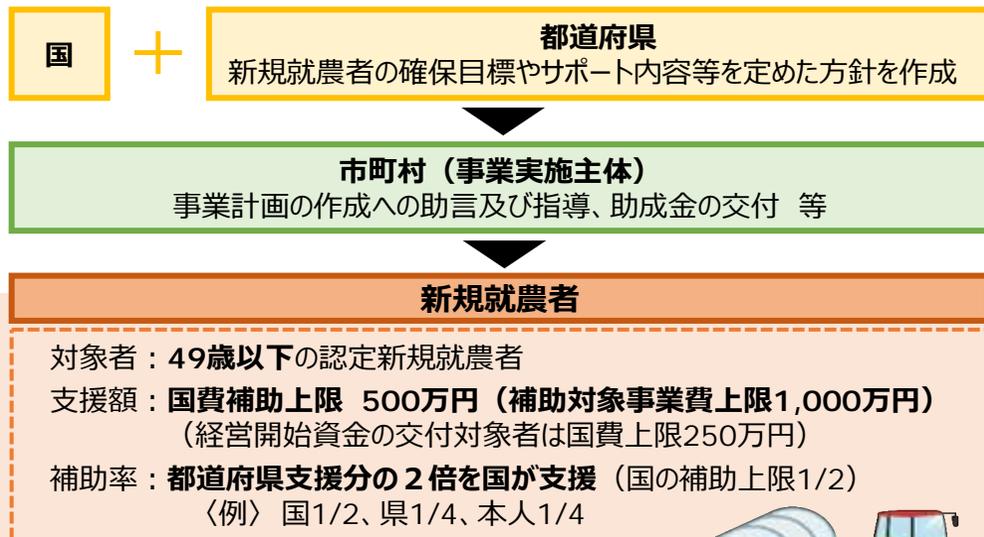
② 初期投資促進タイプ

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



主な交付要件：

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和6年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 3 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 本人負担分について金融機関から融資を受けていること



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円の内数】

<対策のポイント>

地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、**地域の関係機関による誘致体制の整備**や、技術習得のための**研修農場の整備**、**就農前後の方に対するトータルサポート活動**、**就農に適した農地の整備等**を一体的に支援します。

<事業の内容>

1. 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。(定額)

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う**研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援**します。(1/2以内)

(農地整備等関連事業)

3. 遊休農地解消対策事業

目標地図において**受け手が位置付けられていない遊休農地**について、**農地バンク等による簡易な整備**を支援

4. 基盤整備事業(農地耕作条件改善事業等)

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**きめ細かな耕作条件の改善への支援等**

<事業の流れ>



<事業イメージ>

新規就農者の誘致体制の整備

(複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築)

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備等

※「新規就農者参入促進計画」を作成
・地域における推進体制や、新規就農者の現状と目標、農地の状況等を記載



(誘致の実践)

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催等



(就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施)

・短期農業研修の実施
・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導等を実施



研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備



いずれも実施する場合は優先的に採択

就農に適した農地の整備

遊休農地解消対策事業 / 基盤整備事業(農地耕作条件改善事業等)

新規就農者育成総合対策のうち 農業教育高度化事業

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円の内数】
【令和6年度補正予算額 5,416百万円の内数】

<対策のポイント>

農業大学校、農業高校等における農業機械・設備の導入や施設の整備、海外研修、スマート農業等のカリキュラム強化、先進農業者の下での現場実習、出前授業の実施に加え、就農前の研修や現役農業者に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルの創出を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 全国事業

- 民間団体による以下の取組を支援します。
 - ・ 農業教育機関の指導者、学生等の能力向上に資する研修の実施（定額）
 - ・ 民間団体が運営する農業教育機関の教育高度化の取組（定額又は1/2）
 - ・ 国際的な農業人材育成のための取組（定額）

2. 都道府県事業

- 各都道府県が作成する農業教育高度化プランに位置づけられた農業大学校・農業高校等の農業教育機関の農業教育の高度化・充実、先進的な教育・研修モデルの創出等のための取組を支援します。

<取組例>

- ・ スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化（定額）
- ・ 研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）、ICT環境の整備（1/2以内）
- ・ 現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組（定額）
- ・ 就農前の研修や、現役農業者に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルの創出

※体系的なスマート農業、有機農業等、農業経営等の研修（定額、上限1,500万円/地区）

3. (令和6年度補正予算)

新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業

- 農業大学校・農業高校等における以下の取組を支援します。
 - ① 農業用機械・設備の導入、無線LAN等のICT環境の整備（1/2以内）
 - ② 有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組（グリーン教育推進）（定額、上限1,500万円/都道府県）
 - ③ 技術習得等に必要となる研修施設等の整備（1/2以内）

<事業の流れ>



全国段階



指導者・学生等向け研修の実施



民間農業教育機関※の教育高度化
※研修生の就農地が県域を超える場合



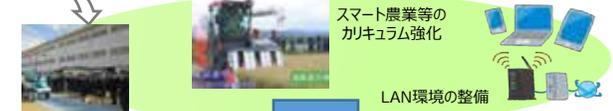
海外農業研修への参加

都道府県段階

〇〇県農業教育高度化プラン

1. 地域の課題
2. 農業教育の目的
3. 目標
4. 農業教育機関の役割分担
5. 農業教育の高度化に必要な取組
 - ・ スマート農業のカリキュラム強化
 - ・ 研修用機械・設備の導入
 - ・ 先進農業者による出前授業
 - ・ LAN環境の整備 等

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画（農業教育高度化プラン）を作成



都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

先進的な教育・研修モデルの創出等

（取組例）体系的なスマート農業研修

体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、研修に要する経費を支援
（取組例）耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修



（補正予算）農業教育環境整備事業

①スマート農業機械等の導入



②グリーン教育推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援
（取組例）（補助上限1,500万円/1都道府県）
・ 有機実習は場の設置
・ 研修用機械・設備の導入
・ 指導者の確保・育成
・ 教育コンテンツの作成
・ 有機JAS講習会の受講 等

③研修施設等の整備



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

青年等就農資金

【令和7年度予算概算決定額 580（460）百万円】

<対策のポイント>

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援します。

(1) 貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から

青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

※青年（45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の大過半数を占める法人。
農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。

(2) 資金使途：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）

※農地等の取得は除く

(3) 貸付限度額：3,700万円(特認限度額1億円)

(4) 貸付利率：法定無利子

(5) 償還期限：17年以内(据置期間5年以内)

(6) 担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

(7) 貸付主体：株式会社日本政策金融公庫

(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

(8) 融資枠：180（180）億円

(うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠2.2（2.2）億円)

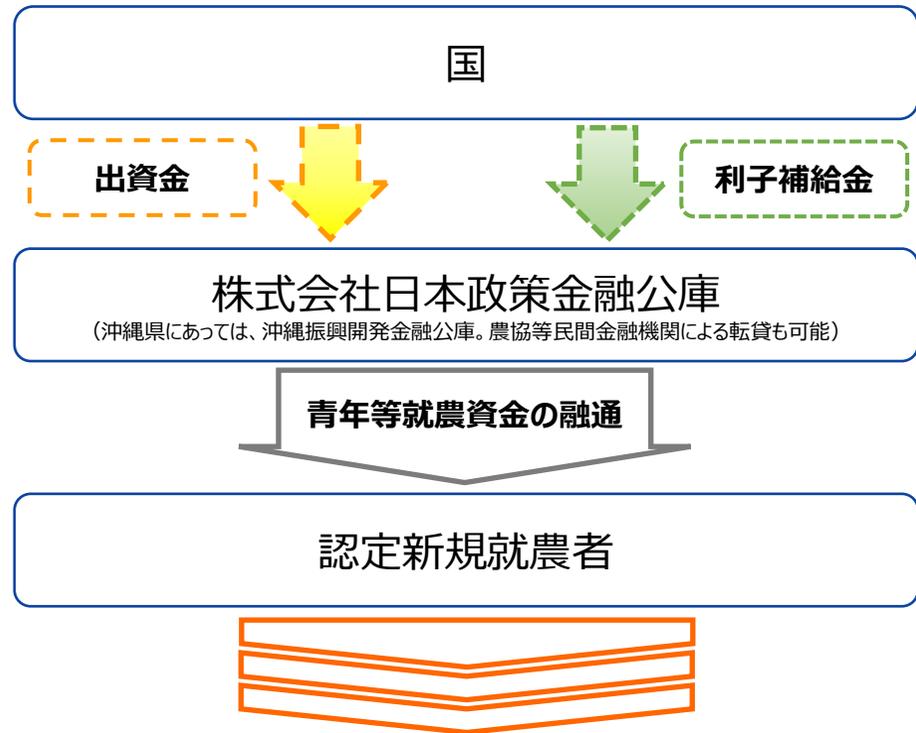
[予算事業]

1. 青年等就農資金利子補給金 516（396）百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

2. 青年等就農資金円滑化業務出資金 64（64）百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。



新規就農者の就農・定着を促進

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）